平成27年

第3回市議会定例会 議案第3号

函館市職員の再任用に関する条例および函館市職員退職手当 条例の一部を改正する条例の制定について

函館市職員の再任用に関する条例および函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員の再任用に関する条例および函館市職員退職手当 条例の一部を改正する条例

(函館市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 函館市職員の再任用に関する条例(平成13年函館市条例第9 号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152 号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29 年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(函館市職員退職手当条例の一部改正)

第2条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い規定を整備するため